

情報取扱責任者各位

株式会社名古屋証券取引所

自主規制グループ長 中村 秀昭

「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」記載要領の改訂等について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、重要な会社情報の適時かつ適切な開示をはじめ、当取引所の諸施策に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、上場会社の皆様にご提出いただいているコーポレート・ガバナンスに関する報告書（以下「ガバナンス報告書」といいます。）の記載要領の改訂等について、下記のとおりご通知申し上げます。

上場会社各位におかれましては、以下の内容をご確認のうえ、適切にご対応いただきますようお願い申し上げます。

敬具

## 記

### 1. 取締役会並びに指名委員会及び報酬委員会の活動状況の開示に関する記載要領の改訂について

昨年6月に公表された金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告<sup>1</sup>により、ガバナンス報告書において、取締役会並びに指名委員会及び報酬委員会<sup>2</sup>の活動状況の記載の充実を促すとの提言がなされたことなどを踏まえ、取締役会並びに指名委員会及び報酬委員会の活動状況として、開催頻度、主な検討事項、個々の役員・委員の出席状況等を記載することが望ましい旨の追加など、ガバナンス報告書の記載要領の一部改訂を行います（改訂内容の詳細につきましては、別紙1をご参照ください。）。

昨年6月に改訂いたしましたコーポレートガバナンス・コード（以下「コード」といいます。）では、CEOをはじめとする経営陣幹部や取締役の指名・報酬に関して、独立した諮問委員会の原則設置<sup>3</sup>など客観性・透明性ある手続が求められております。コーポレート・ガバナンスの実効性向上に向けた投資家と企業との建設的な対話の促進のため、議論の内容を含む取締役会並びに指名委員会及び報酬委員会の活動状況について、積極的な記

<sup>1</sup> [https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20180628.html](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20180628.html)

<sup>2</sup> 法定の指名委員会・報酬委員会に限らず、任意に設置された指名委員会・報酬委員会を含みます。

<sup>3</sup> 監査役会設置会社又は監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合に限り（コード補充原則4-10①）。

載をご検討ください。

改訂後の記載要領は、2019年3月31日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会後に更新されるガバナンス報告書から適用することとします（本日以後提出するガバナンス報告書から、改訂後の記載要領を用いてご記載いただいても差支えありません。）。

## 2. コーポレートガバナンス・コード改訂を踏まえた記載上の留意事項について

上場会社の皆様には、昨年12月末日までに、コード改訂を踏まえて更新したガバナンス報告書をご提出いただいておりますが、一部、コード改訂を踏まえた記載内容となっていない事例も見受けられます。

次に掲げる「記載上の留意事項」をご参照のうえ、自社のガバナンス報告書の記載内容をご確認いただき、追加の開示が必要となる場合など内容に変更が生じる場合には、遅滞なく変更後のガバナンス報告書の提出をお願いいたします。

なお、コード改訂の具体的な内容等については、2018年6月1日付通知（名証自規G第10号及び名証自規第251号）並びに2018年4月25日付通知（コードの改訂等に関する説明会に係る資料掲載）をご参照ください。

### ○記載上の留意事項

原則	留意事項
原則2-6 企業年金のアセット オーナーとしての機能 発揮	本原則を「コンプライ」としていただいている一方、運用に当たる適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置などの人事面や運営面における <u>取組みの内容の開示がなされていない事例が見受けられますのでご注意ください。</u> なお、企業年金制度を有していない場合などにおいても、開示を省略せずその旨などの開示をお願いいたします。
原則3-1 情報開示の充実	本原則を「コンプライ」としていただいている一方、取締役会が経営陣幹部の <u>「解任」を行うに当たっての方針と手続の開示がなされていない事例が見受けられますのでご注意ください。</u>
補充原則4-10① 任意の諮問委員会の 活用	本原則を「コンプライ」としていただいている一方、 <u>独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名委員会及び報酬委員会に関する事項の開示がなされていない事例<sup>4</sup>が見受けられますのでご注意ください<sup>5</sup>。</u>

以 上

<sup>4</sup> コンプライとしていただく場合には、ガバナンス報告書「II 1. (2) ⑥指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無」において必要事項の開示をお願いいたします。なお、1つの独立した諮問委員会を設置し、当該委員会が指名委員会と報酬委員会の双方の機能を担っている場合には、同イ、任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性におけるそれぞれの欄に同一の内容を記載してください。

<sup>5</sup> 前掲注3

**【別紙資料】**

- 別紙1 「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」記載要領（2019年2月改訂版）（履歴付き）
- 別紙2 「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」記載要領（2019年2月改訂版）（履歴無し）
- 別紙3 取締役会並びに指名委員会及び報酬委員会の活動状況の開示に関するご質問と回答

**【本件に関するお問合せ先】**

株式会社名古屋証券取引所 自主規制グループ（上場監理担当）  
電話：052-262-3174 電子メール：[jisyukisei@nse.or.jp](mailto:jisyukisei@nse.or.jp)